

安全保障理事会決議 2318 (2016)

2016年11月15日、安全保障理事会第7810回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンにおける状況に関する安保理の従前の諸決議並びに安保理議長諸声明、そしてとりわけ、諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011)、2046 (2012)、2047 (2012)、2075 (2012)、2104 (2013)、2126 (2013)、2156 (2014)、2179 (2014)、2205 (2015)、2230 (2015)、2251 (2015) および 2287 (2016) 並びに議長諸声明 S/PRST/2012/19 および S/PRST/2013/14、並びに 2012年6月18日、2012年9月21日、2012年9月28日、2013年5月6日、2013年6月14日、2014年2月14日、2014年3月17日、2014年12月11日および2015年11月27日の安保理報道諸声明を想起し、

スーダンと南スーダンの主権、独立、統一および領土保全に対する、並びに国際連合憲章の目的および原則に対する安保理の強い公約を再確認し、また善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

国家の領域的境界は武力によって変更されてはならないこと、またいかなる領域紛争も平和的手段により専ら解決されるものとするをくり返し表明し、安保理が包括的和平協定 (CPA) のあらゆる未解決の問題の完全且つ緊急の実施に付与している優先事項を確認し、そしてアビエイの将来の地位は、CPA に適合したやり方でまたいずれかの当事者の一方的な行動でないやり方で、当事者間の交渉により解決されるものとするを強調し、

アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との間の 2011年6月20日協定においてスーダン政府と南スーダン政府により為された公約、国境警備と合同政治安全保障メカニズム (JPSM) に関するスーダン政府と南スーダン政府との間の 2011年6月29日協定およびスーダン政府と南スーダン政府との間の国境監視支援ミッションに関する 2011年7月30日協定、並びに協力と治安取極に関する 2012年9月27日協定、JPSM の 2013年3月8日の決定、およびアフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) の後援の下でアディス・アベバにおいてス

ーダン政府と南スーダン政府が達した 2013 年 3 月 12 日の実施マトリックス、並びに 2015 年 10 月 13 - 14 日の JPSM の臨時会合および 2016 年 6 月 5 日の JPSM の常会を想起し、

国境警備に関するスーダン政府と南スーダン政府との間に関連する今年の初めに報告された幾つかの積極的な進展を認識し、スーダンと南スーダンとの間の二国間関係を改善することに関する進展を奨励し、そして国境警備の問題に関する対話と調整を可能にする、JPSM の定期会合および合同国境委員会と合同画定委員会を含むその他の合同メカニズムの必要性を強調し、

2011 年 6 月 20 日協定に定められたアビエイ地区の行政および治安のための暫定取極の実施に向けた進展を新たに活気づかせることを促し、

現在の緊張を和らげ、分離後の関係に関する交渉の再開とその関係の正常化を促進するため、スーダン共和国と南スーダン共和国との間の状況に関するアフリカ連合の取組に対する安保理の十分な支援を表明し、2012 年 4 月 24 日、2012 年 10 月 24 日、2013 年 1 月 25 日、2013 年 5 月 7 日、2013 年 7 月 29 日、2013 年 9 月 23 日、2013 年 10 月 26 日、2013 年 11 月 12 日、2014 年 9 月 12 日、2015 年 7 月 31 日、2015 年 8 月 25 日および 2016 年 1 月 19 日のアフリカ連合平和安全保障理事会 (AUPSC) コミュニケ、2013 年 11 月 6 日、2015 年 3 月 24 日および 2015 年 12 月 10 日の AUPSC 報道声明並びに 2013 年 10 月 28 日のアフリカ連合委員会委員長の声明およびアフリカ連合委員会の 2015 年 6 月 24 日と 2015 年 10 月 14 日の声明をこれに関連して想起し、

武力紛争下の文民の保護に関する 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006)、1894 (2009)、2175 (2014) および 2222 (2015)、子どもと武力紛争に関する 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011)、2068 (2012)、2143 (2014) および 2223 (2015)、人道要員と国際連合要員の保護に関する 1502 (2003)、並びに女性、平和および安全に関する 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013)、2122 (2013) および 2242 (2015) の安保理の従前の諸決議を再確認し、

アビエイ地区における人権監視の運用化に関する進展がないことを考慮しつつ、あらゆる性的およびジェンダーに基づく暴力並びに女性と子どもに対して犯された違反と虐待についてを含む、効果的な人権監視と報告の必要性を強調し、そしてこの目的のために事務総長との当事者による協力がいないこと

に安保理の懸念をくり返し表明し、

国際連合ミッションの職務権限を制定しそして更新する場合、紛争後の状況におけるジェンダー平等の促進と女性のエンパワーメントに関するまた子どもと武力紛争に関する規定を含むことの重要性をくり返し表明している安保理決議 2086(2013)を想起し、そして決議 1325(2000)および 2242(2015)を含む、女性、平和および安全に関するその後の諸決議の完全実施に対する執拗な障害は、女性のエンパワーメント、参加、および人権に対する熱心な公約を通して、また意思決定のあらゆるレベルにおける女性の関与を構築する、上手くまとめられた指導力、首尾一貫した情報と行動、並びに支援を通してのみ破壊されることを強調し、

安全非武装国境地帯 (SDBZ) に関する 2011 年 11 月の AUHIP により提示された地図の、2015 年 10 月 13-14 日の JPSM 会合におけるスーダン政府と南スーダン政府の受諾、中心線は、軍隊間の分離線の位置だけであるという合意、並びに関連する協定において規定されたように、JPSM に関するあらゆるメカニズムを作動させるための当事者の合意を認め、当事者に対し、「14 マイル地区」を含む SDBZ の調整について定めるかまたは合意し、そして非武装化すること、また安全保障理事会決議 2046 (2012) と 2012 年 4 月 24 日の AUPSC 行程表に従って合同国境検証監視メカニズム (JBVMM) を完全に実施することを奨励し、そして「14 マイル地区」を含む SDBZ の効果的な JBVMM 監視を十分に確立しそして維持することの重要性を強調し、また当事者に対し、SDBZ を監視する JBVMM の任務のために安全を提供するその責任を遂行することを国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) に認めることにおいて協力することを更に促し、

アビエイ地区を管理する地方機関がないことまた 2015 年 3 月以降アビエイ合同監視委員会 (AJOC) 会合の招集における進展の欠如に懸念をもって留意し、

スーダン政府と南スーダン政府との間の定期的な対話の重要性を認識し、当事者は、AUHIP の後援の下でアビエイの最終的地位に関する合意に達するため直ちに交渉を再開しなければならないという決議 2046 (2012) における国際連合安全保障理事会決定を想起し、全ての当事者に対し、アビエイ地区の最終的地位に関する最終合意に向けて AUHIP により仲介された過程に建設的に関与することを求め、そして当事者は、2011 年 6 月 20 日協定の未決定の局面、とりわけアビエイ地区協定についての紛争を解決すること、そしてアビエイ地区会議をめぐる紛争を解決することを直ちに実施しまたアビエイ

イ地区行政とアビエイ警察を直ちに設立しなければならないことを強調し、

両方の国と共同体が、自制を示しそして暴力または挑発に訴える代わりに対話の道を選択するならば、得るものが多いことを強調し、

AUHIP、政府間開発機構、エチオピア連邦民主共和国、スーダンおよび南スーダン担当事務総長特使および UNISFA により当事者に提供された継続した支援を称賛し、

アビエイ地区全体を通じた平和的な移住のその現行の促進、紛争予防、仲介および戦争抑止によるものを含む、その職務権限を効果的に実施することにおける UNISFA の取組を更に称賛し、そして部隊要員提供諸国の活動に対して安保理の深い感謝の念を表明し、また一人の平和維持要員の死をもたらした 2015 年 11 月 26 日を含む、国際連合要員に対するあらゆる攻撃の不受理性を強く強調し、そしてそのような攻撃は迅速にまた徹底的に調査されるべきこと、またそれに責任を有する者は、責任を問われるべきことをくり返し表明し、

2016 年 10 月 12 日の事務総長報告書 (S/2016/864) により性格付けられたアビエイ地区における治安状況に留意し、そしてその展開以来向上した平和および安定に対する UNISFA の貢献を認めまた文民に対する暴力の再発または文民の移送を予防しそして共同体間紛争が起こるのを防ぐ安保理の決意を表明し、

アビエイにおける法と秩序を維持しそして共同体間紛争を予防するために不可欠である、アビエイ地区行政および会議並びに遊牧民の移動に関する特定の問題を扱う特別部隊を含む、警察の設立が継続して遅れているために、アビエイ地区における行政機関と法の支配の空白に関する安保理の深い懸念をくり返し表明し、そしてこれに関連して、共同体保護委員会を支援しまた強化し並びにこの問題について両政府と関与することを続ける UNISFA の取組を歓迎し、

暫定機関の設立およびアビエイの最終地位の解決に遅れが続いていることそしてまた継続した共同体間暴力の脅威が、UNISFA とその他の機関のスーダン人職員がアビエイに戻ることを妨げている現行の緊張を含む、アビエイ地区における高められた緊張の原因となっていることに懸念をもって留意し、

全ての当事者に対し、アビエイ地区内の共同体間関係を更に悪化させ得るあらゆる一方的行動を慎むことを促し、スーダン政府が、アビエイにおいてその 2015 年 4 月の国政選挙を進めたことに留意しつつ、「一方的な住民投票を実施するというンゴク・ディンカによる決定」としてそしてまたこの文脈において AUPSC の 2013 年 11 月 6 日の報道声明において AUPSC が詳述したものの継続した潜在的重要性に懸念を表明し、

ディフラ石油施設における掘削の完了に関する 2016 年 4 月 15 日の事務総長報告書(S/2016/353)における情報に留意し、

人道関係者がアビエイ地区の 139,000 名の人々に援助を提供し続けている現在の人道状況と同地域における国際連合援助の一貫性の重要性を念頭におきつつ、また全ての影響を受けた住民に対する人道援助の提供を促進することの緊急性を強調し、

移送された人々の自発的な、安全な、威厳のある帰還および恒久的な再統合の、またアビエイを通ったスーダンから南スーダンへの伝統的な移住経路を尊重する平和的なまた秩序ある移住サイクルの重要性を断言し、そして UNISFA に対し、その職務権限に従ったアビエイ地区における安全を確保するため必要な場合措置を講じ続けることを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起し、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらすアビエイにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、兵器の没収、貯蔵および廃棄のための社会資本、制度および政策の完了を歓迎し、そして UNISFA に対し、この社会資本の適切な保護を確保することを求め、

移送された人々の故郷への安全な帰還、安全な移住および生活活動を妨げる、アビエイ地区における地雷および爆発性戦争残存物の残っている脅威について懸念を表明し、

未解決のまま残された問題に対処するための取組を更新し、2011 年 6 月 20 日のアビエイ協定を実施しそしてアビエイ地区からの全ての未承認部隊の完全且つ恒久的な撤退を確保するという当事者への事務総長の求めを含む、2016 年 10 月 12 日の事務総長報告書 (S/2016/864) に留意し、

安全保障理事会が、ミッションの文民の長を任命する事務総長の決定を決議 2205 (2015) で歓迎したことを想起し、

アビエイにおけるまたスーダンと南スーダンとの間の国境に沿った現在の事態が、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成し続けていることを認識し、

1. 決議 1990 (2011) の第 2 項で定められそして決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第 1 項で修正され、また国際連合憲章の第 7 章に基づいて活動している、国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) の職務権限を 2017 年 5 月 17 日まで延長することを決定し、決議 1990 (2011) の第 3 項で定められた UNISFA の任務を 2017 年 5 月 15 日まで延長することを更に決定し、そして決議 2024 (2011) の第 1 項の目的のために、JBVMM の業務活動に対する支援は、これらのメカニズムの総意による決定によりそのように要請され適切な場合には、UNISFA の活動地区および既存の能力の範囲内で、アド・ホック委員会に対する支援を含むものとすることを決定する。

2. 別の AJOC 会合を開催するという両者が述べた意図に留意し、会合がまだ開催されていないことを憂慮し、そして従前の AJOC 決定と 2011 年 6 月 20 日協定の実施に関する着実な進展を確保するためのより生産的な会合の開催を促し、この目的を支援するアフリカ連合活動の必要性を想起しまたその新たな関与を奨励し、そして事務総長に対し、彼の定期報告書においてこれらの問題に関する進展の評価を提供することを要請する。

3. スーダン政府と南スーダン政府との間の継続した協力は、彼らの間の平和、安全および安定並びに将来の関係にとって決定的に重要でもあることを強調する。

4. スーダンと南スーダンが、2011 年 6 月 20 日協定におけるその公約に従って、会議の構成をめぐる行き詰まりを解決することを含む、アビエイ地区行政と会議の設立を緊急に開始し、そして石油施設の保護を含む、アビエイ地区全体の警察機能を引き継ぐことをそれに可能にするため、アビエイ警察を設立するという安保理の要求を更にくり返し表明する。

5. JBVMM を完全に実施に移すための遅れと頓挫した取組に関する新たな懸念を表明し、JBVMM の業務に関する事務総長の達成条件と勧告に留意し、JBVMM の完全な業務能力を達成するこ

とにおける継続した投資は、SDBZをめぐる紛争の解決、国境画定議論の再開、JPSMの定期会合の開催および移動の完全な自由を認めることを含む、一連の条件に基づくべきであることに留意し、そして双方当事者に対し、自らの国境取極の実施に対する完全な公約を示し、2016年6月5日会合に対するフォローアップによるものをまたSDBZに関する自らの合意に関する業務上の決定を行うためJPSMの更なる会合を迅速に開催することによるものを含めて、この趣旨で必要な措置を講じることを求める。

6. 既に展開された決議 2104 (2013) により承認された部隊を維持すること、そしてまだ展開していない承認された部隊は、JBVMMに対して要求された部隊保護を提供することをUNISFAに可能にするためにまた可及的速やかにSDBZへの拡大された業務を実施するJBVMMを十分に支援することをUNISFAに可能にするために、JBVMMの進展に依存して展開することを、続けることを決定し、事務総長に対し、彼の定期的な報告周期の一部として展開の状態について安保理に十分に最新情報を与え続けることを要請する。

7. スーダン政府と南スーダン政府に対し、「14マイル地区」を含む、SDBZの安全と透明性を確保するためJBVMM、JPSMおよびその他の合意された合同メカニズムの時宜を得たそして効果的な活用を行うことを求める。

8. 現場でのSDBZ中心線を確定的に決定するための新たな取組を促し、そしてSDBZの中心線は、国境の現在のまたは将来の法的地位、争いそして主張している地区に関する現行の交渉および国境の画定を、少しも害さないことをくり返し表明する。

9. 決議 1990 (2011) の第3項に定められたUNISFAの文民保護の職務権限は、身体的暴力の原因に関わらず、身体的暴力の差し迫った脅威の下で文民を保護するために必要な行動を取ることを含むことを強調する。

10. 2011年6月20日協定に違反した、アビエイ地区における南スーダン・セキュリティ・サービス要員の断続的な駐留およびディフラ石油警察部隊の展開、並びに領域への武装民兵のあらゆる立ち入りを非難し、そして直ちにまた前提条件なしに南スーダン政府が、アビエイ地区からそのセキュリティ・サービス要員を完全に移動することまた南スーダン政府がアビエイ地区からディフラの石油警察を移動するという安保理の要求をくり返し表明し、そして関連する諸決議、とりわけ決議 1990 (2011)

と決議 2046 (2012) に従って、アビエイ地区は、UNISFA およびアビエイ警察以外の、あらゆる部隊並びに地方の共同体の武装要素から非武装化されるものとするを更にくり返し表明する。

11. 兵器のない地区としてのアビエイの地位に関する AJOC の 2013 年 5 月 3 日と 2015 年 3 月 30 日の決定を支持し、アビエイで生活している様々な共同体が重武装しているという報告についての AUPSC の 2013 年 5 月 7 日のコミュニケにおけるその懸念を強調し、アビエイ地区の行政と治安のための暫定取極に関する 2011 年 6 月 20 日協定が、アビエイが兵器のない地区となるべきこととして UNISFA だけが同地区内で兵器を携行する権限を与えられていることを規定していることを想起し、そしてこれに関連して、両政府に対し、アビエイが、必要な場合には武装解除計画を通したものを含めて、効果的に非武装化されることを確保するためあらゆる必要な措置を講じることを促す。

12. UNISFA が、その職務権限に適合してまたその既存の能力の範囲内で、アビエイ地区の行政と治安のための暫定取極に関する 2011 年 6 月の協定の署名者、AJOC 並びにミセリアおよびンゴク・ディンカ共同体と調整してまた「兵器のない地区」としてのアビエイを設立する従前の AJOC 決定に適合して、決議 1990 (2011) の下で権限が与えられたように、アビエイ地区において兵器の没収および破壊を遂行できることを再確認し、そして UNISFA が、事務総長の定期報告周期の一部として、アビエイへの兵器の移動およびアビエイ内の兵器の存在、破壊および没収について、監視し、文書化しそして報告するという安保理の要請をくり返し表明する。

13. UNISFA に対し、重兵器または組装備の兵器、並びに歩兵携行用対戦車擲弾の緊急の廃絶を特に優先して、全ての関連する当事者による兵器のない地区としてのアビエイの地位の完全遵守を確保するための効果的な戦略と監視メカニズムについての AJOC とのまたミセリアおよびンゴク・ディンカ共同体とのその対話を継続することを要請し、そしてスーダンと南スーダン両政府、AJOC そしてミセリアおよびンゴク・ディンカ共同体に対し、これに関連して UNISFA との完全な協力を拡大することを求める。

14. 両政府に対し、草の根レベルでの和解プロセスを通したものを含めてまた共同体の対話を促進することにおける UNISFA を支援しつつ、アビエイ地区における各々の共同体の中の信頼醸成措置を実施するための措置を直ちに講じることを促し、ンゴク・ディンカとミセリアの共同体との間の継続した関与を強く歓迎し、そして全てのアビエイの共同体に対し、自らのあらゆる関与に最大限の自制を働

かせそして暴力的な衝突をもたらす可能性のある扇動的な行動や声明を思いとどまることを強く促す。

15. 貿易活動の再開と犯罪被害者に対する盗まれた財産の迅速な返還または補償の提供を含めて、盗まれた財産と家畜の監視により示されたように、ンゴク・ディンカとミセリアの共同体との間の草の根レベルでの積極的な進展、特に和解と協力に対する彼らが特に言及した公約を歓迎する。

16. 双方の共同体の間の合同平和委員会会合の促進を含む、共同体間の関係を強化しそしてアビエイ地区の安定と和解を促進するミセリアおよびンゴク・ディンカ共同体による共同体対話と取組を支援する、UNISFA の活動を歓迎する。

17. アビエイにおける法と秩序過程の管理を支援するために共同体保護委員会の能力を強化しまたこの問題に関する両政府との関与を継続する、既存の能力と資源の範囲内の、またミセリアおよびンゴク・ディンカ共同体と緊密に調整した、UNISFA の継続した取組を歓迎する。

18. 全ての当事者に対し、一人の UNISFA 平和維持要員とンゴク・ディンカの最高指導者の殺害についてのアビエイ地区合同捜査審査委員会が出した調査結果と勧告に十分に協力することを求め、調査結果と勧告について当事者が関与することを AU 委員会に要請している 2015 年 3 月 24 日の AUPSC 報道声明を歓迎し、またアビエイ地区における安定と和解を促進する必要性を念頭に置きつつ、ンゴク・ディンカの最高指導者の暗殺を一件落着させることを二つの共同体に可能にする必要性をくり返し表明する。

19. JVBMM およびアド・ホック委員会の十分な業務能力を達成しつつ、並びにアビエイ地区の完全な非武装化を完了しつつ、決議 2046 (2012) に定められた決定のまた SDBZ からの全ての部隊の移動を含む、2011 年 6 月 20 日の、6 月 29 日の、7 月 30 日の並びに 2012 年 9 月 27 日の協定に定められた自らの公約のスーダンと南スーダンの遵守に照らして部隊の可能な再構成のために、UNISFA の職務権限を適切な場合に再検討する安保理の意図を表明する。

20. 全ての加盟国、とりわけスーダンと南スーダンに対し、アビエイへのまたアビエイからのそして SDBZ を通した、全ての要員、並びに UNISFA の排他的および公式な使用のためである装備、食料品、供給品並びに車両、航空機と予備部品を含むその他の物品の自由な、妨害のないそして迅速な移動

を確保することを求める。

21. その国籍を予断することなく、スーダンと南スーダンへの入国のための軍、警察および人道要員を含む、文民の国際連合要員に対する査証を速やかに発行すること、基礎となっている取極、派遣団の区域における社会資本建設および飛行許可を促進すること、そして後方支援を提供することによるものを含めて、国際連合に対し十分な支援を提供するというスーダン政府と南スーダン政府への安保理の呼びかけを更新し、スーダン政府と南スーダン政府に対し、スーダンと南スーダンの範囲内からアビエイへのまたアビエイからの渡航を促進することを求め、また全ての当事者に対し、部隊の地位協定の下での自らの義務を十分に守ることを更に求める。

22. 開発事業がないことと基本的な政府のサービスを提供することができないことは、アビエイの住民に悪影響があることを認識しそしてスーダン政府と南スーダン政府、並びに資金供与者に対し、復興と能力構築を支援することを求める。

23. スーダン政府と南スーダン政府が、アビエイ地区と SDBZ における JBVMM の自由な移動、並びに地雷の識別と除去を確保するため、国際連合地雷対策サービス部（UNMAS）の展開を促進し続けることを要求する。

24. 関与する全ての当事者が、適用可能な国際人道法を含む国際法、および国際連合人道支援指導原則に従って、全ての人道要員に、援助を必要としている文民に対する十分な、安全なそして妨害のないアクセスをまたその業務のために必要なあらゆる施設を認めることを更に要求する。

25. 全ての当事者が、あらゆる形態の暴力、人権違反および侵害、国際人道法違反、並びに適用可能な国際法に違反した子どもに対する侵害と虐待を止めることを強く促す。

26. 事務総長に対し、効果的な人権監視が、実行されること、そして安保理に対する彼の報告書に含まれた結果を確実にすることを要請し、そして関係する国際連合要員に対して査証を発行することを含めて、この目的のために事務総長に対する自らの十分な協力を拡大するというスーダン政府と南スーダン政府への安保理の呼びかけをくり返し表明する。

27. 決議 2272 (2016) を想起しそして事務総長に対し、性的搾取と虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNISFA の完全な遵守を確保するために必要な措置を講じることそして決議 2272 (2016) の履行に関するものを含めて、これに関連した UNISFA の進展について安保理への彼の通常の国別報告書を通して安保理に十分に知らせ続けることを更に要請する。

28. 事務総長に対し、遅くとも 2017 年 4 月 15 日までに、一つの書面による報告で UNISFA の職務権限の実施における進展について安保理に知らせ続けること、そして上で言及した協定のあらゆる重大な違反に安保理の直ぐの注意をもたらし続けることを要請する。

29. 事務総長に対し、関連する資源および UNISFA の制服部門と文民部門の組織への徹底的な調査を構成しつつ、UNISFA の戦略的再検討を実施することを要請し、そして事務総長に対し、遅くとも 2017 年 4 月 1 日までに、決議 2287 (2016) におけるその職務権限の履行に向けた UNISFA 活動の影響の厳格な証拠に基づく評価を基礎として、UNISFA が最適に再構成されまた適切な場合には合理化されるべき方法についての所見と勧告を含めて、この再検討の結果を安全保障理事会に報告することを更に要請する。

30. UNISFA、国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS)、およびダルフル国際連合・アフリカ連合同ミッション (UNAMID)、並びにスーダン・南スーダン担当事務総長特使を含む、同地域における国際連合派遣団の中の緊密な協力を確保する事務総長の取組に留意し、また彼がこの慣行を続けることを要請する。

31. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。